耐震診断・改修で
自分の命は自分で守りましょう！

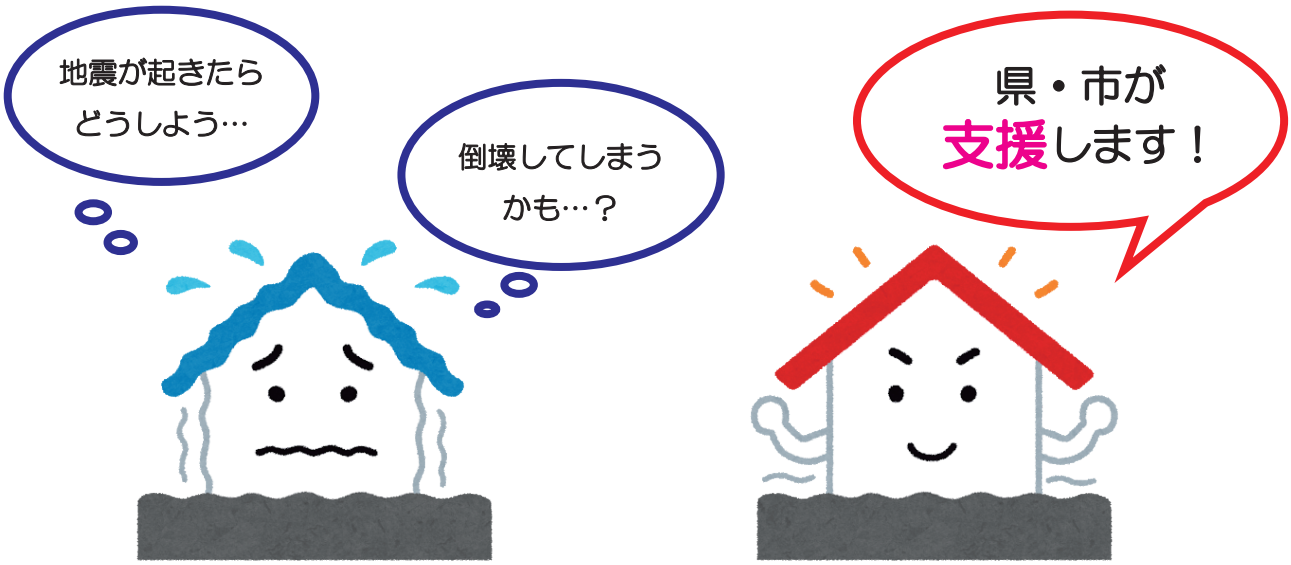

住まいの耐震改修費用について
最大100万円まで補助

※居住推進地区内における「全体耐震改修」の場合は
最大130万円まで補助

対象となる住宅 （詳細は裏面に）

次の要件を全て満たす住宅です。

- ☑木造の一戸建てで、２階建て以下のもの
- ☑昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工して建てられたもの
- ☑在来軸組み工法によるもの（柱・梁・筋かいで支える工法です）

【お問い合わせ先】富山市　活力都市創造部　建築指導課
TEL.076-443-2107　FAX.076-443-2190

富山市木造住宅耐震改修支援事業

耐震改修工事費に対して市が支援します。

■補助金額

耐震改修工事に要する経費の５分の４（最大１００万円）

※「まちなか」「公共交通沿線居住推進補助対象地区」内における「全体耐震改修」の場合は耐震改修工事に要する経費の５分の４（最大１３０万円）

■対象となる住宅

次の要件を全て満たす住宅が対象です。

- 木造の一戸建てで、階数が２階以下のもの
- 建物の過半が昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工して建てられたもの
- 在来軸組み工法によるもの（プレハブ工法、枠組壁工法、丸太組工法は除く）

※工事着工前に申し込む必要があります。
※「住宅」には共同住宅、寄宿舎、下宿を含みません。
※「建築時期」は登記事項証明書や確認済証等で確認して下さい。
※２月末までに工事を完成させる必要があります。
※「部分耐震改修」「段階耐震改修」では改修後に申請者が居住する必要があります。

■補助対象となる工事

（一財）日本建築防災協会による耐震診断法による総合判定が 1.0 未満とされた住宅を、次のいずれかにする工事

①「**全体耐震改修**」工事により、**総合判定が 1.0 以上**となるもの
②「**部分耐震改修**」工事により、**１階が判定 1.0 以上**となるもの
③「**部分耐震改修**」工事により、**１階の主要な居室全て**の範囲を**判定 1.5 以上**となるもの
④「**段階耐震改修**」工事により、**総合判定が 0.7 以上**となるもの　※1

※1（一財）日本建築防災協会による耐震診断法による総合判定が 0.7 未満だったものに限る

■耐震診断に対する支援について

富山県で、耐震診断にかかる費用に対して支援を行っています。
診断費用について**県が９割負担**し、**自己負担額**は住宅規模に応じて 2,000 円～ 6,000 円です。

〈お申し込み先〉（一社）富山県建築士事務所協会　ＴＥＬ：０７６-４４２-１１３５

【制度に関するお問い合わせ先】
富山市活力都市創造部建築指導課
ＴＥＬ：076-443-2107
ＦＡＸ：076-443-2190

富山市　耐震改修